被保険者各位

GLV健康保険組合 理事長 石川 雅一 (公印省略)

## 令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額について、下記のとおりお知らせします。

記

令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、 いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

- 1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 2. 令和5年9月30日時点における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(305,289円)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額

令和5年9月30日現在の平均標準報酬月額:300,000円(22等級) ※前年度 300,000円(23等級)から変更はありません。

【適用期間】 2024年4月1日~2025年3月31日

以上